

島本町森林整備計画

計画期間
自 令和 7年 4月 1日
至 令和17年 3月31日

大 阪 府

島 本 町

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	- 1 -
1	森林整備の現状と課題	- 1 -
2	森林整備の基本方針	- 1 -
3	森林施業の合理化に関する基本方向	- 3 -
II	森林整備の方法に関する事項	- 3 -
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	- 3 -
1	樹種別の立木の標準伐期齢	- 4 -
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	- 4 -
3	その他必要な事項	- 5 -
第2	造林に関する事項	- 6 -
1	人工造林に関する事項	- 6 -
2	天然更新に関する事項	- 7 -
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	- 8 -
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準	- 8 -
5	その他必要な事項	- 8 -
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	- 8 -
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	- 8 -
2	保育の作業種別の標準的な方法及び基準	- 9 -
3	その他必要な事項	- 9 -
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	- 10 -
1	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	- 10 -
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内の施業の方法	- 11 -
3	その他必要な事項	- 12 -
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	- 12 -
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	- 12 -
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	- 12 -
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	- 12 -
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	- 13 -
5	その他必要な事項	- 13 -
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	- 13 -
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	- 13 -
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	- 13 -
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	- 13 -
4	その他必要な事項	- 14 -
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	- 14 -
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び整備に関する事項	- 14 -
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	- 15 -
3	作業路網の整備に関する事項	- 15 -
4	その他必要な事項	- 15 -
第8	その他必要な事項	- 15 -
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	- 15 -
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	- 15 -
3	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	- 16 -

4	その他必要な事項	- 16 -
III	森林の保護に関する事項	- 16 -
第1	鳥獣害の防止に関する事項	- 16 -
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	- 16 -
2	その他必要な事項	- 16 -
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	- 16 -
1	森林病虫害の駆除または予防の方法等	- 16 -
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）	- 17 -
3	放置竹林対策	- 17 -
4	林野火災の予防の方法	- 17 -
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	- 17 -
6	その他必要な事項	- 17 -
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	- 17 -
1	保健機能森林の区域	- 17 -
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	- 18 -
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	- 18 -
V	その他森林の整備のために必要な事項	- 18 -
1	森林経営計画の作成に関する事項	- 18 -
2	生活環境の整備に関する事項	- 19 -
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	- 19 -
4	森林の総合利用の推進に関する事項	- 19 -
5	住民参加による森林の整備に関する事項	- 19 -
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	- 19 -
7	その他必要な事項	- 19 -

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、大阪府の北東部に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相対し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市、長岡京市、大山崎町に隣接している。

本町の総面積は1,681haであり、その森林面積は971haで総面積の約58%を占めており、そのすべてが民有林である。また、これらの森林は、都市近郊に位置していることから木材生産はもとより、水源かん養や土砂の流出防備、保健休養など森林の持つ公益的機能の果たす役割は大きく、森林所有者のみならず住民の生活と深く結びついている。

また、本町の林業生産活動は、経営規模の零細性、林業労働力の不足、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等により全体的に停滞していることから、民間企業、森林ボランティア等の多様な主体により人工林の間伐の推進及び住宅周辺の森林の整備を積極的に実施する必要がある。

特に、近年頻発する山地災害の危険性が高まっていることを踏まえ、土石流や山腹崩壊等の発生を未然に防止又は軽減するために、放置森林・竹林、拡大竹林などによる荒廃森林の整備を計画的に推進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

① 水源かん養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮蔽能力や大気の浄化能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することを目標とする。

④生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林を目標とする。

⑤木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、作業道等基盤整備が適切に整備されている森林を目標とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び林業施業の推進方策

森林整備を推進するについて、本町内では保育を中心とする森林施業が行われていることから、間伐・枝打ちの実施が重要な課題であり、これら事業を推進するために、国、府の補助事業の積極的活用を図るとともに、積極的に民間企業と協力するなど森林整備の推進を図ることとする。

また、森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

①水源かん養機能

島本町の主要な河川である水無瀬川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、植林や天然力を活用した施業を推進することとする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行うこととする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ

等に応じ、植林や天然力を活用した施業を行うこととする。

③快適環境形成機能

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全をすることとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

④生物多様性保全機能

森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しているため、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全をおこなうこととする。

⑤木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を行うこととする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を行うこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

本町の森林所有者の保有森林は零細であるため、森林組合が中心になって、森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受委託を行い、民間企業と協力しながら、森林施業等を計画的に推進することとする。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務つけるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めることとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	45年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進し、林地の保全、落石等の防止、風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うこととする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。

エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造

林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため１１月～３月の間に伐採することとする。オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うこととし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導する。また、択伐林分では一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が３０％以下で実施するものとする。

③育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うこととし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安（年）
	生産目標	仕立方法	直径（cm）	
ス ギ	一般建築材	中仕立	２４	４０
	造 作 材	中仕立	３２	７０
ヒノキ	造 作 材	中仕立	３４	８０
マ ツ	一 般 材	中仕立	２６	３５

３ その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の樹種については、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案しつつ、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、樹種については、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は下表ア 人工造林の標準的な方法によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫性作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒ ノ キ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	

注）植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行う。
植 栽 の 時 期	植栽は春先に行うものとする。
植え付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け踏みつけを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植付けることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、マツ類、クヌギ、コナラ等を主体として選定する。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあたっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避ける。また、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈りだし、植え込み等の更新補助作業を行う。

なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行う。

期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の

	発生状況等を勘案して決定することとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行う。
--	---

イ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)天然更新の標準的な方法において記載している、「天然更新の対象樹種の更新完了の基準となる本数」によることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐実施林齢（年）			間伐の方法	備考
		初回	第2回	第3回		
スギ	3,000	16年	21年	31年	間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮する。	
ヒノキ	3,000	18年	23年	35年		

2 保育の作業種別の標準的な方法及び基準

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢										保育の方法
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
つる切り	スギ	○	○	○	○							つる類の繁茂がはげしい所において実施し、実施時期は夏期とする。
	ヒノキ		○	○	○	○						
除伐	スギ				←	○	→					下刈り終了後、育成の対象と樹木の生育を妨げる雑木、損傷木等を対象に数回実施する。
	ヒノキ						←	○	→			
保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢										保育の方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○	○				植栽後、雑草木との競合が終わるまで実施し、実施時期は6月上旬より9月上旬とする。
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○	○			
保育の種類	樹種	実施すべき標準的な齢級										保育の方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
枝打ち	スギ			○	○		○					除伐及び間伐実施後1回目を2～4m実施しその後2回目以降を実施する。
	ヒノキ			○		○		○				

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」「木材生産機能維持増進林」の5区域とする。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域とする。なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定できることとする。

(1) 水源かん養機能維持増進森林

ア 区域の設定

水源かん養機能維持増進森林は、原則として水源かん養機能の必要性が高い森林や、水源かん養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池や主要河川等の上流に位置する森林とし、別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することし、別表2のとおりとする。

(2) 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林は、山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等の施設に急接し急峻な地形を有する森林とし、別表1のとおりとする。

イ 森林施業の方法

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として、別表2のとおりとする。

(3) 快適環境形成機能維持増進森林

ア 区域の設定

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を快適環境形成機能維持増進森林とし、別表１のとおりとする。

イ 森林施業の方法

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図り、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な方法によることとし、別表２のとおりとする。

(4) 保健機能維持増進森林

ア 区域の設定

保健機能維持増進林は、生物多様性機能を発揮することが求められる森林について定めることを基本とし、別表１のとおりとする。

イ 森林施業の方法

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図り、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、個々の森林に対する要請に応じた適切な方法によることとし、別表２のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内の施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道・作業道等の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。

なお、木材生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別森林と重複して区域を設定できることとし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとし、別表１のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそ

れのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、多様な木材資源に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受委託や森林施業の共同化を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、森林の適正な管理を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

啓発・普及活動を通じて森林所有者間並びに森林所有者から森林組合へ施業の受委託が長期でなされるよう働きかける。特に不在森林所有者の森林整備は十分でない個所もあり、森林組合等との施業の受委託の推進を図り、地域一帯となった施業への参画を呼びかける。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託を実施する場合は、委託者と受託者の間で契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間（5か年間）において自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与される

ようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は小規模所有者がその大半を占めていることから、森林施業の効率化を図るため、森林所有者、森林組合、国、大阪府、町、民間企業等が協力して地域ぐるみの推進体制を確立することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業の共同化を推進する。特に不在森林所有者の森林の整備が十分とは言えないため、森林組合との施業の受委託の推進を図り、民間企業の協力を得る等して、所有者負担が少なくなるよう努め、地域一帯となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作

業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ定めるところとする。

共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとする。

共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を図る。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び整備に関する事項

効率的な森林施業を推進するための高密な路網整備は必要不可欠であるため、国、大阪府、民間企業等と協力し、積極的な路網整備を推進する。

整備の計画にあたっては、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避する等、現地の地形、地質に即した線形、構造となるよう留意し、縦断勾配は18%以下を標準とし、使用する林内作業車等が安全に走行可能な勾配とする。

また、現場で排出される石や砂利などの材を極力使用し、地域の自然条件に合った路網整備を行うこととする。

なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	85 以上	25 以上
	架線系	25 以上	25 以上

急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	60 以上	15 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	架線系	20 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系	5 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成 15 年 3 月 29 日付 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

①幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規定（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林整整第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、大阪府林業専用道作設指針に則り的確な規格・構造の路網整備を図ることとする。

②基幹路網の整備計画

特になし

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林家の森林整備、林業経営への意識を高揚するため、森林組合と共同し、林業施業に関する情報提供等を行うなど、林業従事者の養成及び確保に取り組む。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町では、小規模零細な林家が多いことや、山地部は急峻な地形の連続であることから、

単独では大型の高性能機械の導入が困難である。そのため、森林組合等を中心とした施業の共同化や林業経営の受委託を推進することにより、機械による施業の合理化を支援する。

3 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の実態を鑑みて、広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、森林組合等と連携しながら、間伐材等を活用可能な分野を検討する。また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

4 その他必要な事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1)区域の設定

設定なし

(2)鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除または予防の方法等

(1)森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツクイムシやナラ枯れ等、森林病虫害の被害発生に対しては、森林所有者、国、大阪府、森林組合等と連携して早期の発見に努めるとともに、人家付近やハイキング道沿い等の倒伏により人的被害が生じる可能性がある箇所については、必要に応じて森林病

害虫等防除事業等を活用して、駆除を行う。また、ナラ枯被害に対し、現況調査を強化するなど、早期発見により適切な措置を行う。なお被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2) その他

特になし

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）

鳥獣の森林被害については、その防止に向けて鳥獣保護管理施策や農業被害施策と連携を図りながら、防除の方法を検討することとする。

また、土砂崩れの危険性の高い急斜面や植樹を行った箇所では、鹿害を防止するため、植生保護柵の設置を検討する。

3 放置竹林対策

放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し、企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源を活用した新たな活用方策について検討するなど、その利用促進に努める。

4 林野火災の予防の方法

林野火災を防止するため、防火水槽等の初期消火材の配備を進めるほか、看板の設置等による火災防止の普及に努めるなどの被害の軽減を図る。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは実施しない

6 その他必要な事項

大阪府が配置している自然環境保全指導員と連携し、適切な森林保全管理に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、自然地形等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当である森林について設定する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るため、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおりとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
島本町森林整備計画区域	1～22	971

- (2) 本町の森林所有者は小規模所有者がその大半を占めており、単独による森林経営計画の作成が困難となっているため、町と森林組合が連携し、複数所有者による森林経営計画の作成を推進することとする。

森林経営計画の作成に当たっては次の事項について、適切に計画することとする。

ア IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

イ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ウ Ⅲの森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特養林産物等の地域の森林資源の活用を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

住民の森林レクリエーションなどの保健休養的利用に対する関心が高まっていることから、森林の有する各機能の向上を図りつつ、住民の要請に応えるため、ボランティア等による里山林（町有林等）の整備を図り、また、総合的な利用を推進していく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

平成18年度から実施しているフォレストサポーター養成講座等の取り組みの結果、町内に森林ボランティアが根付き始めている。今後も養成講座を継続していくとともに、森林ボランティア団体の育成に努めていく。

また、天王山周辺森林整備推進協議会、桜井森づくり委員会などの住民と行政、企業等が連携して森林整備を進めていく仕組みを通じて広く住民が森林にふれあう機会の創造を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 町有林の整備

ア 尺代町有林（みなせ水源の森）

ヒノキを主とする人工林であり、適切に間伐・枝打ちを行い良好な林層を維持する。

イ 尺代町有林（みどりの日制定記念の森）

コナラなどの落葉広葉樹が広がっており、一部には竹林も存在する。主としてボランティ

アの手によって整備されており、今後もボランティアと連携して適切な林層の維持に努める。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

北摂地域の森林は、都市近郊の里山環境にあつて、特に昆虫相を中心に多種多様の生き物が多く生息している。

また、その里山環境自体が北摂地域特有の地形条件と重なり、他の山系には見られないふろさと環境的な優れた風景を有し、その中に独自の歴史文化が形成されている。

さらに北摂の森林は、市街地と接し、多くの都市住民の身近なレクリエーションエリアとして親しまれている。

このような身近な自然においては、大阪府環状自然歩道の設置及び府レベルでの大切な自然環境として指定し、またその保全と地域特性を活かした適正な利用誘導を図ることのできる「府立自然公園」は最も効果的な制度であるので、町としても府立自然公園の導入に対して積極的に取り組んでいくこととする。

(3) 民間企業等の活力を活用した森林保全に関する事項

森林所有者の高齢化や木材価格の低迷により、森林の手入れが行き届かなくなり、荒廃した森林が目立ち、水源涵養能力の低下や土砂の流出につながっている。

また、不在森林所有者の増加等により、土地の境界が不明確となり、効率的な森林整備に支障をきたしている。

このような状況を鑑み、森林組合と協力し、補助事業を活用するなどして、森林の境界を明確にするよう推進する。

また、森林所有者自らによる管理が困難となった森林においては、民間企業等の協力を得て、水文学等の専門家の知見に基づいた整備計画から、施業の効率化に必要な不可欠である路網の整備を積極的に進め、適切な保育、間伐等の森林整備を進めていくこととする。その際、一体的に森林整備を実施できるよう、森林組合との施業の受委託の推進を図るよう努める。

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又

は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

別表

1 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森 林 の 区 域 (林班)	面 積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	5・6・8・9・12・13・14・15	375
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	5・8・9	126
快適環境形成機能維持増進森林	1～22	971
保健機能維持増進森林	5・8・9	126
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1・9・10・13・14・15	305
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	0

2 公益的機能別施業森林の区域

区 分	施業の方法	面 積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 標準伐期齢×2	375
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 標準伐期齢×2	126
快適環境形成機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 標準伐期齢×2	971
保健機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 標準伐期齢×2	126

付 属 資 料

- 1 公益の機能別施業森林図
- 2 島本町森林計画区域図